いじめの認知件数

※　平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。また，同年度からいじめの定義を変更している。

いじめの早期発見・未然防止について

いじめの1,000人当たり認知件数（令和3年度）

いじめを認知していない学校にあっては，・・・解消に向けた対策が何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在**する場合もあると懸念している。
（文部科学省　児童生徒課長通知）

文部科学省　令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

本市のいじめの解消率

令和３年度の認知数１９６７件
解消数１９１１件

いじめの解消率
９７．２％

早期発見・未然防止の取組①

いじめに関するアンケート・面談

【9月に実施】

- 全市一斉の無記名アンケート
- アンケートをもとに面談を行う

早期発見・未然防止の取組①

※　令和5年度より

○　学期に1回

○　年3回以上

「いじめの実態把握」に特化したアンケートを実施

早期発見･未然防止の取組②

９月

いじめ防止強化月間

いじめに関する
アンケート・面談

中学校区
ミーティング

早期発見・未然防止

早期発見・未然防止の取組②

中学校区ミーティング

- 児童生徒が主体となって、いじめの「早期発見」「未然防止」について考え、協議する
- 「いじめ防止等の取組」や「中学校区のきまり」等各中学校区の実態に応じて話し合う。

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

令和５年２月７日付　文部科学省通知より

①学校の内外で発生した、児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、またその疑いがあるいじめ事案

②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

①②は直ちに警察に相談・通報

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

令和５年２月７日付　文部科学省通知より

学校のみで対応するか判断に迷う場合

↓

警察（学校・警察連絡員等）に相談・通報

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

令和５年２月７日付　文部科学省通知より

学校で起こり得る事案の事例	該当し得る犯罪
無理やりズボンを脱がす	暴行・刑法第208条
刃物で同級生を切りつけてけがをさせる	傷害・刑法第204条
断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる	恐喝・刑法第249条
靴や体操服、教科書等の所持品を盗む	窃盗・刑法第235条
度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる	強要・刑法第223条
特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く	名誉毀損・刑法230条 侮辱・刑法231条
・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる ・同級生の裸の写真・動画をＳＮＳ上のグループに送信して多数の者に提供する	児童ポルノ提供等 （児童買春・児童ポルノ禁止法第７条）
元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表	リベンジポルノ （リベンジポルノ被害防止法第３条）

改定点①

いじめの実態把握に特化したアンケート

【新】学期に１回以上の「いじめの実態把握に特化したアンケート」や教育相談の実施、９月に教育委員会作成アンケートの実施・面談等の取組を推進する。

【旧】学期に１回以上の定期的なアンケートや教育相談の実施、年１回以上の教育委員会作成アンケートの実施・面談等の取組を推進する

改定点②

警察と連携したいじめ対応【追記】

〇犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど学校だけで対応しきれない場合
→　警察に相談通報

〇保護者に対する周知

改定点③

条例改正に伴う改定

【新】設置した付属機関の「北九州市いじめ問題専門委員会」及びその臨時委員会が行う。

↑

【旧】設置した付属機関の「北九州市いじめ問題専門委員会」が行う。